



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社メモリード・ライフ

この度の大雪により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長 : お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間で延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い : お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用状況

○大雪による適用（内閣府発表）

長野県：茅野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町、北佐久郡御代田町

[適用日：2月15日]

群馬県：安中市 [適用日：2月15日]

藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町 [適用日：2月17日]

沼田市 [適用日：2月18日]

山梨県：甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村

[適用日：2月15日]

北杜市、甲州市、南都留郡西桂町 [適用日：2月18日]

埼玉県：秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町 [適用日：2月17日]

以上

<お問合せ>

株式会社メモリード・ライフ 顧客サービス部

電 話：03(6805)2211

お問合せ時間：平日9:30~17:00